

香川県農業試験場規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 7月29日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第51号

香川県農業試験場規則の一部を改正する規則

香川県農業試験場規則（平成12年香川県規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第9条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 主幹</u></p> <p><u>(6)～(12)</u> 略</p> <p>(職務)</p> <p>第10条 略</p> <p>2～5 略</p> <p><u>6 主幹は、上司の命を受けて、特定の業務を処理する。</u></p> <p><u>7～10</u> 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第9条 試験場に、次の職員を置く。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5)～(11)</u> 略</p> <p>(職務)</p> <p>第10条 略</p> <p>2～5 略</p> <p><u>6～9</u> 略</p>

附 則

この規則は、平成20年8月1日から施行する。